

2019年1月31日

安岡 匡也

『経済学で考える 社会保障制度』 制度改正に伴う書籍内容の更新について

2018年は様々な分野での社会保障制度の改正が行われました。

書籍のうち、該当箇所について以下のとおり最新内容をお知らせいたしますので、最新の内容をご確認されたい方は、ご参考ください（2019年1月31日現在。取り消し線部分は削除、赤字で追記した点が最新の内容および解説になります）。

* * *

第2章 公的年金制度の基本的な仕組み

・8 ページ，下から8行目

20歳以上60歳未満の農林漁業、自営業者、学生などが対象である。保険料は定額で月額 ~~15590~~16340円（~~2015~~2018年度）である。

・9 ページ，上から7行目

保険料率は ~~17.828~~18.3%（~~2015~~2017年度9月以降固定）である。

・11 ページ，上から6行目

受給資格期間の内訳は図表 2-2 で示されるように様々である。①受給資格期間（加入期間）については、~~2016年~~現在は 25 10年である。仮に20歳から60歳になるまで保険料を納め続けた場合、加入期間は40年となる。しかし、この間に保険料を納付しなかった場合、その分だけ加入期間は少なくなる。仮に 20 5年保険料を払ったが、~~20 5~~年保険料を払っていない場合は、加入期間は 20 5年となり 25 10年に満たず受給資格を得ることができない。しかし、学生納付特例制度など保険料の猶予・免除制度を利用して保険料を払わない場合の期間については加入期間に含まれる。~~後述するが、受給資格期間については10年へと短縮することが2016年現在検討されている。かつては受給資格期間は25年であったが、2017年8月より10年に短縮された。~~

・12 ページ，上から11行目

40年間、欠かさず保険料を払い続けた場合は、年間で満額の ~~780100~~777930円がもらえる。

・12 ページ， 図表 2-3

$$\begin{array}{c} \text{保険料納付済月数+全額免除月数} \times \frac{1}{2} + \frac{4}{3} \text{ 免除月数} \\ \text{780100 777,930 円} \times \frac{\times 5/8 + \text{半額免除月数} \times 3/4 + \frac{4}{3} \text{ 免除月数} \times 7/8}{40 \text{ 年(加入可能年数)} \times 12 \text{ 月}} \end{array}$$

(出所) 厚生労働省「老齢年金ガイド平成 2730 年度版」より筆者作成

・14 ページ， 下から 6 行目

「~~1 6 2 6 1 6 2 5~~円 × 1.00 × 被保険者期間の月数」

章末注 9 文章追加。「乗率 1.00 は生年月日が 1946 年 4 月 2 日以降の場合である。」

章末注 10 文章追加。「配偶者の加給年金については生年月日に応じた特別加算額が上乘せされる。」

・17 ページ， 上から 9 行目

遺族年金の受給額について，遺族基礎年金は ~~780100 777930~~円 + 子の加算額となる。

・17 ページ， 注 3

標準報酬月額が 1 等級 (~~9 8~~万 8 千円) から ~~30 31~~等級 (62 万円) までの ~~30 31~~等級に分かれている。

・参考文献 (追加)

[日本年金機構「厚生年金保険の保険料」](#)

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20150515-01.html>

第 3 章 運営方法と制度改革 一 公的年金制度②

・25 ページ， 下から 4 行目

現在，納付した保険料に応じた給付を行い，将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から，老齢基礎年金の受給資格期間を ~~10 年に短縮することが検討されている。~~ そうすると，は 2017 年より 10 年に短縮された。 この結果として図表 3-7 を見ると，およそ 4 割の無年金者が給付を得られることとなる。

- ・ 28 ページ， 図表 3 - 10（保険料率、支給開始年齢、受給資格期間を次のように変更）

	<u>日本</u>	<u>アメリカ</u>	<u>イギリス</u>	<u>ドイツ</u>	<u>フランス</u>	<u>スウェーデン</u>
<u>保険料率</u>	<u>18.3%</u> <u>(労使折半)</u>	<u>12.4%</u> <u>(労使折半)</u>	<u>25.8%</u> <u>(本人 12.0%、</u> <u>事業主</u> <u>13.8%)</u>	<u>18.7%</u> <u>(労使折半)</u>	<u>17.75%</u> <u>(本人 7.30%、</u> <u>事業主</u> <u>10.45%)</u>	<u>17.21%</u> <u>(本人 7.0%、</u> <u>事業主</u> <u>10.21%)</u>
<u>支給開始年齢</u>	<u>国民年金：65</u> <u>歳，厚生年金</u> <u>男性：62 歳，</u> <u>女性 61 歳</u>	<u>66 歳</u>	<u>男性 65 歳，</u> <u>女性 64 歳 3</u> <u>ヶ月</u>	<u>65 歳 6 ヶ月</u>	<u>62 歳</u>	<u>61 歳以降で</u> <u>本人が選択</u>
<u>受給資格期間</u>	<u>10 年</u>	<u>10 年(40 四半</u> <u>期)</u>	<u>10 年</u>	<u>5 年</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>

- ・ 28 ページ， 上から 9 行目

ドイツは 5 年であるが，~~イギリス~~、フランス，スウェーデンなどでは受給資格期間はない。
(イギリスを削除)

第 4 章 公的年金制度の経済分析 一公的年金制度③

- ・ 39 ページ， 注 3（追加）

なお，2018 年より配偶者控除が改正され，給与収入の上限が 150 万円まで引き上げられた。

- ・ 参考文献（追加）

国税庁「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて」<https://www.nta.go.jp/gensen/haigusya>

第 6 章 公的医療保険制度の問題点と海外の医療保障制度一公的医療保険制度③

- ・ 55 ページ，「1 国民健康保険」冒頭部分

本節では，主に自営業者などが加入する~~市町村が運営する~~国民健康保険の問題について説明する。

- ・ 56 ページ，最終行（追加）

なお，国民健康保険はこれまで市町村により運営されていたが，2018 年 4 月より都道府県単位で運営されることになっている。

・ 57 ページ, 上から 2 行目

① ~~世帯割~~ ~~所得割~~

章末注追加 「自治体によっては資産割を算定基準に含んでいる所もある。」

・ 62 ページ, 下から 6 行目

国民健康保険の財源基盤をより強くするために、運営主体を市町村ではなく都道府県にすることが決まっているおり, 2018 年度から実施される。

・ 参考文献 (追加)

日本経済新聞 2017/9/4 「国保移管, 課題は山積 運営, 市町村から都道府県に 保険料統一, 地域差が壁」

・ 追加説明

2018 年 4 月より国民健康保険の運営は市町村から都道府県に移ったが、第 6 章はこれまで市町村で運営されてきた国保の問題を中心に説明を行っている。保険料の算定の基準や被保険者の要件は変わらない。

第 8 章 公的介護保険制度の基本的な仕組み—公的介護保険制度①

・ 74 ページ, 図表 8-1

第一号被保険者保険料 ~~21%~~ 23%

第二号被保険者保険料 ~~29%~~ 27%

・ 75 ページ, 上から 2 行目

ごく最近で、2015 年度の全国平均は 5514 円, 2018 年度は 5869 円と着実に上昇している。

・ 76 ページ, 下から 3 行目

⑤利用者はサービスの費用の 1 割を負担 (一定の所得以上の場合は 2 割または 3 割)

・ 参考文献 (追加)

厚生労働省「第 7 期計画期間における介護保険の第 1 号保険料及びサービス見込み量等について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207410.html>

第12章 雇用に関する社会保障

・123ページ，下から7行目

②高年齢継続被保険者：同一の事業主に65歳前から65歳に達した後も雇用されている者
高年齢被保険者：65歳以上の被保険者であって③，④に該当しない者。

・133ページ，章末注2（上記123ページの内容に対応）

~~65歳になった日以後に雇用される者は雇用保険の適用除外となる。~~

2017年1月1日より65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となった。これまでは、65歳以上については、同一の事業主に65歳前から65歳に達した後も雇用されている者を雇用保険の適用対象としていた。

・参考文献（追加）

厚生労働省「雇用保険の適用拡大等について」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000136394.pdf>

・125ページ，図表12-5（変更）

60歳未満

賃金日額	給付率	基本手当日額
2480円～4970円	80%	1984円～3975円
4970円～12210円	80%～50%	3976円～6105円
12210円～16500円	50%	6105円～8250円（上限額） （上限額は年齢によって異なる）

60歳～65歳未満

賃金日額	給付率	基本手当日額
2480円～4970円	80%	1984円～3975円
4970円～10980円	80%～45%	3976円～4941円
10980円～15740円	45%	4941円～7083円

厚生労働省「雇用保険の基本手当日額が変更になります～平成30年8月1日から～」より著者作成。額は2018年のもの。

・126ページ，図表12-6

（出所）厚生労働省「雇用保険制度の概要」より著者作成。額値は2015年のもの。

・ 126 ページ， 図表 12-7 (変更)

	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30 歳未満	2480 円	13500 円
30 歳～45 歳未満		14990 円
45 歳～60 歳未満		16500 円
60 歳～65 歳未満		15740 円

厚生労働省「雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 30 年 8 月 1 日から～」より著者作成。額は 2018 年のもの。

・ 参考文献追加

厚生労働省「雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 30 年 8 月 1 日から～」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000334236.pdf>

・ 128 ページ， 上から 2 行目

支給額（一時金）は支給残日数の ~~50~~ 60% × 基本手当日額である（3分の2を残している場合は，~~50~~ 60%が ~~60~~ 70%になる。）

・ 129 ページ， 上から 10 行目

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金は，被保険者期間が ~~10~~ 3年以上（初回は2年以上）で，当該訓練開始日前 ~~10~~ 3年以内に教育訓練給付金を受給したことがなければ給付を受けられる。給付水準は，教育訓練に要した費用の ~~40~~ 50%相当額（上限年間 ~~32~~ 40万円）である。

第 13 章 育児を取り巻く政策 一育児支援政策①

・ 135 ページ，「1 育児休業制度」，冒頭

育児・介護休業法では「労働者は，申し出ることにより，子が1歳に達するまでの間，育児休業をすることができる（一定の範囲の期間雇用者も対象となる¹）。とあり，一定の場合，子が1歳6か月 または2歳に達するまでの間，育児休業をすることができる。」~~と定めている。~~

第 16 章 障害者福祉政策

・ 172 ページ， 図表 16-7

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.0% <u>2.2%</u>
国，地方公共団体等	2.3% <u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2% <u>2.4%</u>

2018 年 4 月 1 日より法定雇用率が引き上げられた。

・172 ページ，上から3行目

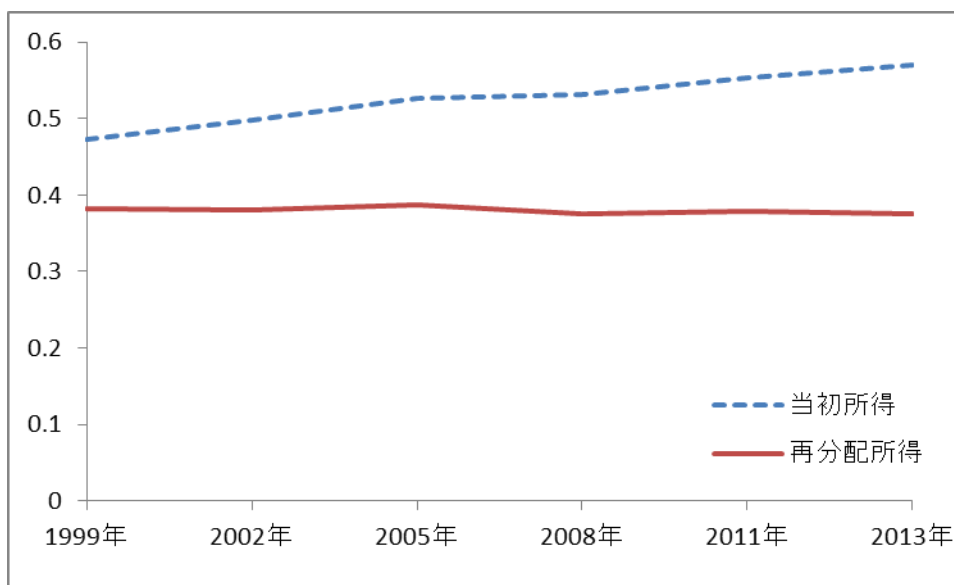
~~なお，精神障害者については現在のところ，雇用義務に含められていないが，実雇用率を算定する上では数値に含めることができる。ただ，2018年4月から精神障害者についても雇用を義務化する予定である。~~（削除）

これまで雇用義務に含められてこなかった精神障害者についても2018年4月より雇用義務の対象となることとなった。（挿入）

脚注5の位置を直前の文章「・・・中略・・・上回っている。」の最後に移動

第17章 所得格差の指標

・181 ページ，図表17-3



出所) 厚生労働省「平成 23 26 年所得再分配調査報告書」

第18章 財源調達の経済分析

・212 ページ，注4（追加）

なお，予定では日本においても2019年10月より標準税率を10%とし食料品などを8%とする軽減税率が導入される予定である。

・参考文献（追加）

国税庁「消費税の軽減税率制度について」

<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

参考文献 (修正)

・公的年金制度 219 ページ

日本年金機構「遺族年金ガイド平成 2730 年度版」

~~https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/0000000011_0000026986.pdf~~

<https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/LK03.pdf>

日本年金機構「障害年金ガイド平成 2730 年度版」

~~https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/0000000011_0000028066.pdf~~

<https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/LK03-2.pdf>

日本年金機構「老齢年金ガイド平成 2730 年度版」

~~https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/0000000011_0000026995.pdf~~

<https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/LK03-3.pdf>

・所得格差の指標 231 ページ

厚生労働省「平成 2326 年所得再分配調査報告書」

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12605000-Seisakutoukatsukan-Seisakuhyouka-kanshitsu/h23hou_5.pdf

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12605000-Seisakutoukatsukan-Seisakuhyouka-kanshitsu/h26hou_5.pdf